**令和６年度大阪府立障がい者交流促進センター指定管理者評価票　（※令和６年11月末時点の数値）**

※評価は、Ｓ～Ｃの４段階とし、Ａを標準とする。

| 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価Ｓ～Ｃ | 評価Ｓ～Ｃ |
| １施設の設置目的　（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | 1. ファインプラザ大阪を障がい者スポーツの中核拠点として管理、運営することにより、府内の障がい者スポーツの振興を図っているか。

（２）以下の果たすべき責務及び関係法令を遵守しているか① 第三者への委託は適切に行われているか。② 年間事業計画書等を適切に提出しているか。③ 事業報告書等を適切に提出しているか。④ 指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか。⑤ 府が管理運営について実地調査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか。⑥ 個人情報の取扱い⑦ 情報公開への対応⑧ 公正採用への対応⑨ 人権研修の実施⑩ 障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令⑪ 大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立障害者交流促進センター管理規則など、ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則⑫ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令⑬ 本要項、協定、提案、その他本府の指示等 | １　設置目的を果たす管理運営（１）スポーツ相談、機能訓練、競技スポーツの指導など、身体障がい者福祉センターＡ型施設としての事業を体系的に実施いつでも気軽に相談できる「ちょこっと相談」や、予約制の健康運動指導士・パラスポーツ指導員による運動(スポーツ)相談、理学療法士の生活相談など、運動・スポーツの開始や継続がサポートできるよう相談機能の充実を図っている。運動やスポーツを通して機能回復を図る教室「リハスポーツ」の開催や身体障がい者関係団体が主催する事業への協力により、トレーニング室・プール等の利用促進へ繋げ、利用者の身体的な機能の維持・改善を図っている。交流イベント・プログラム等においては、施設の利用と活動に慣れていただきながらスポーツへの導入を図り、その後、スポーツ教室や練習会等を通してスポーツの開始と継続をサポートしており、競技の経験を積んだ利用層には各種競技大会やアスリート強化練習会等を通して競技レベルを向上する機会も提供している。パラスポーツサポーター講習会、ピア指導員による指導、教員対象研修、パラスポーツ指導員養成講習会の開催、大学との各種連携推進などにより、関わる人材を運営者・指導者として好循環させることで、スポーツを支える人材の養成・育成を図っている。大阪府障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会の大阪府選手団派遣に関する各種業務、ファインプラザ大阪が主催する各種競技の大会や強化練習会の開催、府域を超える規模の競技大会の誘致等を通して競技力の向上を図るとともに、競技団体等と有益な連携を進めている。その他、配置したパラスポーツコーディネーターによって、あらゆる障がい区分や幅広い年齢層へマッチする各種事業を企画・立案し展開している。施設利用においては、令和元年度のコロナ以降、徐々に利用者数も回復傾向にある。利用料金制度1年目の昨年度、自主事業のヨガ教室や一般校への出前事業等はいずれも多くの参加、依頼をいただいて開催した。これによる収入は指定管理事業へ有効に活用している。事業の展開を含めた施設の運営は、コロナによる停滞ムードから脱却し、コロナ前の参加者水準に戻った事業もあるなど、中間期での評価は事業全般に堅調である。これらの事業展開を含む施設運営においては、大阪府障がい者スポーツ協会と連携を図りながら、記載の事業を中心に、府の中核拠点施設として求められる機能を最大限発揮できるよう努めている。（事業の詳細は、以下に記載する自己評価を参照）（２） 果たすべき責務及び関係法令等の遵守1. 第三者への委託

適切に委託1. 年間事業計画書等の提出

期日内に説明の上、提出1. 事業報告書等

適切に提出1. 経理状況の報告

四半期ごとに収支報告書を提出1. 府による実地調査等への対応

実地調査は年度末に予定利用者との意見交換会には府にオブザーバーとして出席いただき直接要望等を聞いていただくなど、適切に機会を設けている1. 個人情報の取扱い

当センター個人情報保護規程に基づき適正に運用1. 情報公開への対応

当センター情報公開規程に基づき適正に運用1. 公正採用への対応

法人に公正採用選考人権啓発推進員を選任し、公正な採用選考を実施⑨　人権研修の実施「職員研修体制」に基づき年2回実施1回目：7月7日　職員数：16人「旧優生保護法」2回目：12月8日　職員数：16人「性的少数者の人権」1. 障害者基本法等

遵守して適切に運営管理1. 大阪府社会福祉施設設置条例等

遵守して適切に運営管理1. 労働基準法等

遵守して適切に運営管理1. 本指定管理者募集要項等

要項、協定等を適切に履行 | A | （１）・健康運動指導士・パラスポーツ指導員による運動(スポーツ)相談　月２回、理学療法士の生活相談　月１回（２コマ）　を『ちょこっと相談』として気軽に相談ができるよう募集を行い、実施している。・障がい者スポーツにおける裾野の拡大もしくは、競技力の向上を目的として各事業を展開している。・人材の養成・育成としてピア指導員による指導や教員対象の研修、ボランティアガイダンスの開催、大学との連携を行い、府内における障がい者スポーツの中核拠点としての役割を果たしている。・パラスポーツ サポーター講習会として、パラスポーツをサポートする人材を育成するとともに、パラスポーツを楽しむ場を提供している。・ファインプラザ大阪主催の大会・記録会の開催についても円滑に実施している。また、各事業において競技団体とも連携を進め実施することができている。・パラスポーツコーディネーターにより幅広く事業を企画・立案することができている。・昨年度利用料金制を導入し自主事業を拡大したところ、多くの参加があった。収入は指定管理事業へ有効に活用するなど、障がい者スポーツの推進に努めている。以上のことから、障がい者スポーツの中核拠点として、更生相談、講習会、機能回復訓練、スポーツ・レクリエーション、身体障害者関係福祉団体に対する援助などがおこなわれているため、身体障がい者福祉センターＡ型施設として、府内の障がいスポーツの振興を図っていると判断される。（２）関係法令、条例の規定等を遵守しているか。1. 第三者への委託を適切に行っている。
2. 年間事業計画書は適切に提出している。
3. 事業報告書等を適切に提出している。
4. 指定管理中の管理状況について、府への報告がなされている。
5. 府が管理運営について協議等を求めたことはなかったが、直接利用者からの要望等を聞く機会を求めた場合は、その要請に応じている。
6. 個人情報の取扱いについて、実地調査予定（２月末）。
7. 情報公開への対応について、規定を遵守している。
8. 公正採用への対応について、委員会の設置等により、適正に実施している。
9. 人権研修の実施について、「職員研修体制」に基づき、適正に実施している。
10. 障害者基本法等、障がい者福祉に資する法令を遵守している。
11. ファインプラザ大阪の運営を行うにあたり必要な条例、規則を遵守している。
12. 労働基本法等、その他管理運営にあたり必要な関係法令を遵守している。
13. 本要項、規定等、その他本府の指示等について、確実に実施している。

以上のことから、関係法令、条例の規定等を遵守していると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）以下の公平なサービス提供、　　対応が適切に行われているか1. 休館日・開館時間

②　館内スポーツ施設・館外スポ　　ーツ施設及び会議室等諸室の　　利用時間③　休館日の変更④　施設利用料金の徴収⑤　障がい者の利用等に際しての　　合理的配慮（２）以下の利用の承認、その取　　消しその他の利用に関する業　　務が適切に行われているか①　貸館申込手続き、利用方法諸　　手続きの説明1. 予約申込み受付業務

③　申請受付使用承認業務④　施設利用区分ごとの日報、　　月報、年報の整備⑤　貸館行事の進行管理⑥　諸設備、体育器具、備品等の　　管理、貸出、点検立会、補修指　　示等⑦　ファインプラザ大阪の利用の　　承認及びその取消⑧　入館禁止、又は退館若しくは　　入館制限及び設備の変更の禁　　止（３）障がい者の利用が優先されているか | （１）公平なサービス提供、対応①　休館日・開館時間休館日：毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、次の日を休館日）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）開館時間：平日・土曜日　午前9時15分から午後8時45分まで日曜日・休日　午前9時15分から午後5時まで②　利用時間館内スポーツ施設：平日・土曜日　午前9時30分から午後8時まで日曜日・休日　午前9時30分から午後4時まで館外スポーツ施設：午前9時30分から午後4時まで※夏期（6～9月）は午前9時30分から午後5時まで会議室等諸室：平日・土曜日　午前9時30分から午後8時30分まで日曜日・休日　午前9時30分から午後4時まで③　休日の変更祝日の振替休館日は曜日に偏りがないよう年間を通じ調整休館日は、1年前にチラシ、ホームページ等で公表※変更が生じれば、ホームページ等で迅速に周知④　施設利用料金の徴収「大阪府立障がい者交流促進センター管理規則」に基づき適正に履行⑤　障がい者の利用等に際しての合理的配慮利用案内の点字版の作製、施設内各所における点字表記館内掲示、チラシ等へのルビ表示施設各所の音声案内2階総合受付に手話通訳が可能な者を配置ホームページの文字サイズや背景色の変更機能、音声読み上げ機能を設定（２）利用承認、取消しその他利用に関する業務執行1. 貸館申込み手続き、利用方法等手続きについては、総合受付において「施設利用のご案内」をもとに説明
2. 予約申込みは、総合受付及び電話、ＦＡＸにて受付
3. 申請受付利用承認については、「大阪府立障害者交流促進センター管理規則」に基づき、個人利用者には「利用証」、団体利用者の内、減免使用団体にはそれを認める通知を発行
4. 日報・月報等については、「利用者受付システム」及び「入金日報・月報」にて、適切に管理
5. 貸館行事の進行管理については、各施設の台帳による管理を行うともに3か月先までの予約状況をホームページに掲載
6. 諸設備等の状況については、毎日の始業前後の日常点検を実施また、法定点検等においても立ち会いし状況確認するとともに、不具合については、補修・修理を実施

⑦・⑧　利用承認、取消し及び入館禁止等については、「大阪府立障害者交流促進センター管理規則」に基づき適正に実施（３）障がい者の優先的な利用土・日曜日における障がい者専用利用時間帯の設置プール及び体育館：午前9時30分から午後4時までアーチェリー場：午後1時から午後4時まで障がい者の団体は1年前から（3日分まで）、その他の団体は3ヶ月前から（2日分まで）先着順で予約ができ、障がい者団体の利用を優先している。 | A | （１）1. 今年、全国障害者スポーツ大会派遣期間（10月25日～29日）の営業日において、開所時間及び利用時間の変更申請があり、以下の理由から、大阪府立障害者交流促進センター管理規則第２条第２項に基づき承認。

10月25日（金）、26日（土）、29日（火）の３日間開所時間：午前9時15分～午後5時まで利用時間：午前9時30分～午後4時まで理由：安全に選手団派遣業務を遂行するために必要な10名を配置することで、センター運営職員が不足する。連日少人数での長時間勤務が生じることで、安全な管理体制が整わないため（競技団体からの協力人員増により施設からの派遣職員減を計画・調整を行っていたが、競技団体からの人材不足等の理由で計画していた協力人員増が叶わなかったことに加え、団体競技における出場競技数増などがあり、結果的に施設から派遣する職員が増となった）また、変更については、公式HP、LINE、館内張り紙にて、事前に利用者への周知を行い、適切な運営ができた。営業時間の短縮についての苦情もなかった。1. 館内スポーツ施設の利用時間を午前９時30分から午後８時までとし、日・休日は午前９時30分から午後４時までとして、その他、館外スポーツ施設及び会議室の利用時間を設けている。
2. 祝日の振替休館日について、曜日に偏りがないよう年間を通じて調整し、休日の変更については、チラシ、ホームページ等で公表し、変更が生じた際には、館内掲示、ホームページ等で迅速に対応している。
3. 施設利用料の徴収について、適切に行われている。
4. 受付に手話通訳可能な者を常時配置するとともに利用案内の点字版の作成、館内掲示物、チラシ等へのルビ表示や施設各所の音声案内、ホームページの文字サイズや背景色の変更機能、音声読み上げ機能の設置等、障がい者の利用等に際して合理的配慮を行っている。

　以上のことから、概ね公平なサービス提供、対応を適切に行っていると判断される。（２）* 1. 貸館申込み手続き等の説明は、受付において適切に行なっている。
	2. 予約申込み受付業務について、総合受付及び電話、ファクシミリで適切に行っている。
	3. 申請受付利用承認業務について、適切に履行している。
	4. 施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備については、「利用者受付システム」により、適切に行っている。
	5. 貸館行事の進行管理について、台帳により適切に管理し、3か月先までの予約状況をホームページに掲載している。
	6. 諸設備等の管理、点検立会、補修指示等について、日常点検の実施や法定点検等の立ち会い確認を行うとともに、修理等を実施している。
	7. ファインプラザ大阪の利用の承認及びその取消について、適切に履行している。
	8. 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止について、適切に履行している。

以上のことから、概ね利用承認、取消しその他の利用に関する業務が適切に行われていると判断される。（３）　土・日曜日には障がい者専用利用時間帯を設置し、優先予約も適切に行っている。以上のことから、府立施設としての平等利用を遂行するとともに、障がい者の利用優先も確保の上運営していると判断される。 | A |  |
| ３利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | 1. 利用者の増加をはかるため、諸室の有効活用や、大阪府障がい者スポーツ応援団長及び大阪府広報担当副知事もずやんを活用した障がい者スポーツ及びファインプラザ大阪のマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか。

（２）以下のサービス向上や継続利用を図る業務が適切に行われているか。①　利用者アンケート調査の実施②　利用者の意見等を施設のサービス向上に速やかに活かす仕組みの構築、運営等③　利用者からの苦情や要望、満足度についての府への報告④　利用者の利便性を向上させるための送迎手段の確保・運用（３）稲スポーツセンターとの連携体制が取れているか。 | （１）諸室の有効活用や大阪府障がい者スポーツ応援団長、もずやんの活用、PR等諸室の有効活用　利用率の低い3階会議室、研修室の内、第1・第2会議室の机・椅子を撤去し、多目的スペースとして貸出。放課後等デイサービスの活動やボッチャ等、比較的軽い運動をしていただけるよう広報周知を図っている他、コロナ前に利用のあった団体へ電話等での営業活動を実施。・大阪府障がい者スポーツ応援団長や大阪府障がい者スポーツゼネラルマネージャー「HANDSIGN」からの応援メッセージを大阪府障がい者スポーツ大会開会式にて放映した他、大阪府障がい者スポーツ宣伝部長「女と男」を開会式に招聘・もずやんの活用大阪府障がい者スポーツ大会 参加者募集ポスター、各競技プログラム、記録集に掲載大阪府障がい者スポーツ大会　総合開会式に招聘全国障害者スポーツ大会説明会に招聘ファインエリアフェスティバルに招聘・おおさか健活マイレージ「アスマイル」を導入し、イベント等の集客を図った・分かりやすい情報提供・利用案内機関誌（アベニュー）の発行ホームページの運営、スタッフブログ（随時更新）アクセス数：令和5年11月末　15,094件令和6年11月末　12,733件YouTubeチャンネルの運営（施設案内等）LINE（随時更新）登録数：令和5年11月末　 1,035件令和6年11月末　 1,220件（185件増）　　　スポーツ庁ポータルサイト「ここスポ」を継続して活用　　　　閲覧をきっかけに利用をはじめた団体が数件あり　[利用者数の推移] （令和6年度上段は11月末時点数値）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 利用者数 | 障がい者 | 介護者 | 健常者 |
| 令和元 | 192,438 | 95,272 | 28,794 | 68,372 |
| 　　２ | 100,047 | 55,881 | 15,266 | 28,900 |
| 　　３ | 110,917 | 61,067 | 18,340 | 31,510 |
| 　　４ | 125,259 | 69,303 | 18,977 | 36,979 |
| 　　５ | 132,797 | 72,003 | 20,551 | 40,243 |
| 　　６　年度末推定値 | 98,368147,400 | 53,24179,800 | 16,35024,500 | 28,77743,100 |

（２）サービス向上や継続利用を図る業務1. 利用者アンケート（9月に実施）

※別添「アンケート調査集計結果」参照1. 利用者の意見等を速やかに活かす仕組み

意見箱（常時設置）利用者から直接伺うご意見と「意見箱」にていただくご意見には即座に対応する。（概ね2～3日程度）意見箱へのご意見の内、ご意見主が分かるものについては対面・電話等で改めて詳細にご意見を伺い、対応の可否等を回答する。意見交換会（11月に開催）利用者アンケートの結果集計、公表後に開催した。センター運営協議会障がい者団体代表、学識経験者、関係行政機関等に参画いただき、運営に関するご意見を伺う（2月にて日程調整中）1. 苦情・要望・満足度等の報告

利用者からの苦情については、当センター苦情解決規程に基づき、適切な解決を図るとともに随時、所管課担当者と共有1. 利用者の利便性を向上させるための送迎手段の確保・運用

リフト付きマイクロバスによる送迎バスの運行通常開館日は光明池駅からの送迎34便／日を運行※別添「送迎バス乗車数」参照（３）稲スポーツセンターとの連携大阪府障がい者スポーツ大会等の運営スタッフ協力、教員研修の共同開催、全国障害者スポーツ大会へ向けた強化練習会、北摂エリアからの備品貸出依頼の対応、定期的な情報共有等 | A | （１）・【新規】利用率の低い会議室、研修室等では、多目的スペースとして貸出し、有効活用を図っている。再度利用してもらえるように営業活動を行っている。・大阪府障がい者スポーツ大会にて大阪府障がい者スポーツ応援団長からのメッセージ動画を放映した他、大阪府障がい者スポーツ宣伝部長の「女と男」を招聘し、開会式の司会進行を依頼した。同大会の参加者募集ポスター、プログラム、記録集へもずやんのイラストを掲載し、当日はもずやんを招聘した。全国障害者スポーツ大会関連イベントやファインエリアフェスティバルにも、もずやんを招聘するとともに、機関紙（アベニュー）の発行やホームページの運営、SNSの活用、Youtubeチャンネルを行っている。・イベント終了後、随時更新されるインスタグラムでは、競技やイベントの様子と共にもずやんを掲載している。・募集開始やイベントなどの終了報告を、その日のうちにアップしているSNSは、施設の活気が利用者の利便性や安定した新規利用者の獲得につながっていると思われる。・LINEに関しては、館内の更衣室や廊下等に掲示し、ホームページの他、登録のQRコードを案内チラシ等に掲載することで、ＰＲを図った結果、登録者数も増加している。・【新規】健康医療部が所管するサービス「おおさか健活マイレージ　アスマイル」を利用し、イベント等の集客に努めている。・スポーツ庁ポータルサイト「ここスポ」を活用し新規利用団体を獲得している。　・施設利用についてコロナ以降減少していた利用者も増加傾向にある。以上のことから利用者の増加を図るため、諸室の有効活用や大阪府障がい者スポーツ応援団長、もずやんの活用、PR等、適切に行われていると判断される。（２）1. 利用者アンケートからの要望や満足度について、府へ報告し、館内、ホームページに掲出している。
2. 利用者意見箱の常設や意見交換会、運営協議会を実施し、利用者の意見や有識者の提言を伺いサービス向上に努めている。今年度は、リフト付きマイクロバスによる送迎バスの運行時のリフト固定について、利用者からの意見を受け、運転手がリフトの固定を行うことを徹底し、掲示物で周知した。
3. 当センター苦情解決規程に基づき、利用者からの苦情に適切に対応するための体制等を整備している。
4. 最寄り駅である光明池駅から当センターまでの間、リフト付きマイクロバスを日に34便運行し、利用者の利便性の向上を図っている。また、時刻表については光明池駅、施設内に掲示し、ホームページにも掲載している。

今年度意見箱に出された意見対して、迅速かつ適切に対応するなど、利用者のサービス向上に努めたことは評価できる。（３）　　稲スポーツセンターと定期的に情報共有を行い連携しながら、大阪府障がい者スポーツ大会に向けた強化練習会や府立支援学校教員研修、北摂エリアでの物品貸出等行っている。　以上のことから、稲スポーツセンターとの連携体制が確保されていると判断される。 | A | ・【新規】「おおさか健活マイレージ　アスマイル」を利用することで、イベントの周知について多方面から告知ができる、新しい情報提供を開始しており、継続いただきたい。・提出のあったアンケートに対して、１つ１つ回答している誠実な取り組みは、高く評価できるものである。 |
| ４利用者への安全対策、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | 1. 防災をはじめ、利用者の安全を確保するための徹底したマニュアル管理と実施及び非常時の危機管理体制は確立されているか。
2. 各施設内のマニュアル管理と安全管理体制の確立
3. 各緊急時対応（心肺蘇生法の訓練、救急法等）の研修の実施

③　危機管理体制（災害時における即応体制の整備、避難誘導等）の確立や研修の実施④　その他利用者が安全に施設を利用できるため掲示や放送等での注意喚起（２）以下の施設の維持及び補修に関する業務が適切に行われているか。①　電気、機械設備運転及び保守管理業務②　警備保安業務③　喫茶ラウンジの運営④　清掃業務1. 樹木・植栽の管理
2. 防火管理業務
3. 施設利用者の送迎に関する業務
4. 駐車場の管理運営業務
5. 施設、設備の改修や整備

⑩　その他施設の良好な維持管理に必要な業務等 | 1. 安全確保のためのマニュアル管理等

　　配置スタッフへ危機管理マニュアルを定期的に確認する機会を設け、見直し箇所の聞き取りを行うなど、マニュアルを中心にした危機管理体制を確立している。* 1. 各施設のマニュアル管理と安全管理体制

危機管理マニュアルに基づき適切に実施* 1. 緊急時対応の研修等

全職員を対象に心肺蘇生法や救急法、緊急時連絡の訓練など、年20回以上実施し、職員１人当たり最低２回受講。* 1. 危機管理体制

危機管理マニュアルに基づき研修を実施し有事に備えており、夜間や休館日における緊急体制を確立* 1. 安全な利用のための掲示や放送等

定期的な掲示物の貼替えによる注意喚起／簡易放送機器による注意喚起／開閉館作業時等の施設・設備点検／トレーニング講習会の開催／初回利用者への館内案内等（２）施設の維持及び補修に関する業務1. 電気、機械設備運転及び保守管理業務

メンテナンス専門業者へ委託し、電気主任技術者、１級ボイラー技士甲種危険物取扱者、消防設備点検資格者の有している者が配置され適切に維持管理（その他専門業者による設備の保守点検）直流電源装置保守点検　　　　　年１回昇降機保守点検　　　　　　　　年12回自動扉開閉装置保守点検　　　　年2回排煙換気高窓開閉装置　　　　　年1回地下タンク漏洩検査　　　　　　年１回簡易専用水道検査　　　　　　　年１回プール水質検査　　　　　　　　月１回大ホール舞台吊物装置保守点検　年2回トレーニング機器保守点検　　　年１回消防設備点検　　　　　　　　　年１回1. 警備保安業務

夜間・休館日等、閉館中の機械警備による防犯火災監視の実施1. 喫茶ラウンジの運営

来館者が快適に過ごせるよう比較的安価な飲み物、軽食等の販売を行う喫茶ラウンジ「ウエルファ」を、障がい者雇用をしている社会福祉法人団体へ委託1. 清掃業務

日常清掃の実施（休館日を除く毎日）施設内を中心に敷地内全般を清掃定期清掃の実施床面清掃、窓ガラス、熱線反射ガラス、飛散防止等フィルム、アルミサッシ、換気口等（年4回）草木、樹木剪定の植栽管理（年2回）照明器具、ブラインド、カーテン等（年1回）「大阪府知的障がい者雇用促進建物サービス事業共同組合（エル・チャレンジ）」の訓練生を雇用する業者と清掃委託契約し、現在雇用されている障がい者の継続雇用を確保1. 樹木・植栽管理の管理

剪定・伐採：専門業者にて剪定・除草：大阪府商工労働部雇用推進室調整にて1. 防火管理業務

防火管理者を選任し、定期的に消防設備点検及び防火対象物点検を行うとともに利用者及び職員を対象とした訓練を年2回実施1回目：11月12日　　2回目：3月実施予定 1. 施設利用者の送迎に関する業務

施設・光明池駅間でリフト付バスを延べ34便（/日）運行1. 駐車場の管理運営業務

適切に管理1. 施設、設備の改修・整備

施設、設備、外構の経年劣化による故障等の予防保全、改修整備については、所管課と密に連携し公共建築室による改修を実施（高圧受変電設備取替、外構インターロッキング補修、冷温水発生器補修、プールろ過ポンプモーター補修、非常用発電機補修、外灯設備補修）空調機器の不具合や配管の漏水他、緊急性を要するものは指定管理料にて対応（ボイラー部品取替、自動扉動力装置、和室エアコン、配管修理、駐車場路面補修、競技用車いす修理等）上記の他、中央監視装置、利用者受付システム、出前等に使用する車両を指定管理によるリースにて更新した1. その他施設の良好な維持管理に必要な業務

空調設備保守、害虫駆除、空気環境測定、ボイラー点検、受水槽・高架水槽清掃、飲料水水質点検、プール水水質検査、受付システム保守点検、大ホールピアノ調律保守、トイレ消臭・除菌機器の保守 | A | （１）　　昨年の事故を受け、職員が危機管理マニュアルを確認する機会を週１回のミーテイング時に設けている。トレーニングセンター、プールと場所ごとに利用者の状況も含め聞き取りとその共有を行うなどマニュアル管理と実施を徹底し、マニュアルを中心とした危機管理体制を丁寧なプロセスで確立している。1. 各施設のマニュアル管理と安全体制を整え、危機管理マニュアルに基づき、安全対策を実施している。
2. 全職員に心肺蘇生法や救急法、緊急時連絡の訓練等適切に行っている。
3. 危機管理マニュアルに基づき、研修を実施し、夜間や休館日における緊急体制も確立している。
4. 利用者が安全に利用できるため、定期的な掲示物の貼替えによる注意喚起や簡易放送機器による注意喚起、開閉館作業時等の施設・設備点検、トレーニング講習会の開催、初回利用者への館内案内等適切に行っている。

以上のことから、利用者の安全を確保するための徹底したマニュアル管理と運用及び非常時の危機管理体制が確立されていると判断される。（２）1. 電気、機械設備運転及び保守管理業務について、専門業者に業務委託を行い、良好な状態を維持している。
2. 警備保安業務について、夜間や休館日には、機械警備による防犯・火災監視を実施している。
3. 喫茶ラウンジの運営について、来館者が快適に過ごせるよう、適切に運営している。
4. 清掃業務について、現在雇用されている障がい者の継続雇用を確保するとともに日常清掃や定期清掃を実施している。
5. 樹木・植栽の管理について、計画的に実施している。
6. 防火管理業務について、法令に基づき実施している。
7. 施設利用者の送迎に関する業務については、リフト付きバスを運営することにより、適切に実施している。
8. 路面標示を敷設するなど適切に管理している。
9. 施設、設備の改修や整備について、適切に整備している。
10. その他施設の良好な維持管理に必要な業務等について、専門業者に業務委託を行ったり、定期点検を計画的に実施したりする等、適切に実施している。

　　以上のことから、概ね施設の維持及び補修に関する業務が適切に行われていると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし |
| ５―１　施設機能の発揮（大会関係） | （１）以下の障がい者スポーツ大会関係業務が適切に行われているか。1. 大阪府障がい者スポーツ大会その他大会（団体競技予選会などの地域レベルのものを含む。）の開催及びその支援に関する業務

　　　1. 全国障害者スポーツ大会への選手団派遣及びその支援に関する業務

③ ①及び②の大会及びそれ以外の各種競技会（全国規模のものや府内当事者団体の開催するものを含む。以下、「大会等」という。）の開催趣旨や記録などを参考とした競技性や競技力の向上などを目的としたプログラムの実施のほか、大会等に係る参加者等の強化練習の実施及びその支援に関する業務④ 大会等のＰＲや競技団体、大学・専門学校、指導者・ボランティア団体、企業等から人員的支援、資金的支援を受けての運営、同大会の結果に係るＰＲに関する業務 | （１）大会関係業務1. 大阪府障がい者スポーツ大会の開催

【個人競技】7競技開催日：令和6年5月12日～6月1日

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 参加者数 |
| 令和元 | 903 |
| 　　２ | (中止837) |
| 　　３ | (中止718) |
| 　　４ | 696 |
| 　　５ | 737 |
| 　　６ | 742 |

【団体競技】3競技　開催日：令和6年12月8日～12月21日　参加者数：99人1. 全国障害者スポーツ大会へ大阪府選手団の派遣

派遣期間：10月25日～10月29日代表選手・チームの強化練習会、説明会の開催③　上記以外の大会及びそれ以外の各種競技会等・ファインプラザ大阪主催・共催の大会・記録会近畿障がい者フライングディスク大会　4月29日→参加者 135人（大阪障がい者ＦＤ協会との共催）バリアフリーバドミントン大会　4月23日→参加者 61人（イーグルス大阪との共催）近畿身体障害者水泳選手権大会　6月23日→参加者 161人（近畿身体障がい者水泳連盟主催）バリアフリーアーチェリー大会　10月13日→参加者　36人大阪車いすハンドボール大会　11月3日→参加者　41人（大阪車椅子ハンドボール連盟）大阪ボッチャ大会　11月23日→参加者　159人　　　～12月以降の予定～バドミントン大会　12月15日　　　　卓球・サウンドテーブルテニス大会　2月11日水泳記録会　3月20日・アスリート強化練習会陸上　　　開催回数：3/5回　参加者数：146人水泳　　　開催回数：3/5回　参加者数：7人卓球　　　開催回数：3/5回　参加者数：35人サウンドテーブルテニス　開催回数：3/5回　参加者数：27人アーチェリー　　　　　　　　　開催回数：4/5回　参加者数：36人フライングディスク開催回数：2/5回　参加者数：23人ボッチャ　開催回数：3/5回　参加者数：13人・選手育成・発掘事業選手育成練習会陸上　　　開催回数：6/10回　参加者数：329人視覚障がい者マラソン開催回数：6/10回　参加者数：12人水泳Ⅰ部・Ⅱ部開催回数：12/20回　参加者数：221人卓球Ⅰ部・Ⅱ部開催回数：10/20回　参加者数：304人サウンドテーブルテニス 開催回数：5/10回　参加者数：104人アーチェリーⅠ部・Ⅱ部開催回数：12/16回　参加者数：185人フライングディスク開催回数：5/10回　参加者数：296人車いすハンドボール開催回数：6/10回　参加者数：86人ボッチャⅠ部・Ⅱ部開催回数：12/20回　参加者数：230人車いすバスケットボール開催回数：6/10回　参加者数：112人精神障がい者ソフトバレーボール講習会開催回数：6/10回　参加者数：44人・スポーツ振興事業水泳教室ユース　　開催回数：30/48回　参加者数：339人ジュニア　開催回数：45/72回　参加者数：1,101人キッズ　　開催回数：15/24回　参加者数：150人④ＰＲ及び民間企業からの資金獲得実施要綱及び募集ポスターの送付900か所以上民間企業から協賛金、協賛物品、広告料等 | A | （１）1. 大阪府障がい者スポーツ大会「個人競技」については、今年度は742人が参加。大きな事故や怪我なく、各競技円滑に大会を運営することができていた。

大阪府障がい者スポーツ大会「団体競技」についても、99人の参加者を得て、順調に運営することができていた。1. 「全国障害者スポーツ大会」大阪府選手団派遣事業について、提案時には含まれていない代表選手の強化練習会を各競技原則５回開催し、７月190人、８月116人、９月262人、10月183人、計751人と昨年度比55人増の参加者であった。強化練習会を行うことでコーチや選手同士の交流を深め、また、帯同いただくコーチには選手の特性を十分に把握していただき、安全に派遣することができた。
2. 競技ごとに帰阪日・時間をずらしたり、入浴時間を調整したりするなど、障がいの特性に配慮した上で選手96人、役員57人の計153人を派遣した。結果、集団クラスターの発生や大きな混乱なく、帰阪することができた。なお、大阪府選手団は金メダル59個、銀メダル30個、銅メダル11個、計100個と、五大会ぶりに100個以上のメダルを獲得した。

上記大会の他、ファインプラザ大阪主催等大会を適宜開催し、多くの方が参加している。その他アスリート強化練習会や幅広い障がい種別や年齢層に対応したプログラムを実施し、参加者数や申込者数が昨年度を上回る事業も多数あったため、それに対応する体制を整え~~た~~ている。1. 大会等のＰＲや民間企業からの資金獲得のほか、同大会の結果に係るＰＲに関する業務について、大会実施要項やポスターの送付を行っている。また、別添資料「大会協賛・広告企業一覧」のとおり、民間企業から資金や協賛物品、広告料などを確保している。

なお、定量的指標ではないが、大阪府障がい者スポーツ大会においては、事前に競技団体や会場と綿密な打ち合わせをすることや、事前の参加者からの問い合わせ対応等を丁寧に行うことで、各競技を円滑に実施できた。また、全国障害者スポーツ大会においては、強化練習会を行うことでコーチや選手同士の交流を深め、また、帯同いただく役員には選手の特性も十分に把握していただくことができ、選手が本番競技するまでのミュレーションを、介助者と共に確認しながら行うなど、選手が本番、力が発揮しやすいよう努めた。その結果、大会本番において、チームとしてまとまった行動がとれていた。さらに、大阪市、堺市と調整し数回共同で練習会を行うことで、選手同士が刺激しあい、さらなる競技力の向上が期待できる環境を構築し、大会当日に向けて、車いす選手の実態に応じたホテルの事前の要請や当日の移動支援（介護タクシーの活用等）体制を整えたり、不測の事態に対応するためのシミュレーションを行ったりと、万全を期した体制を整えていたため、体調不良者への対応も適切に行う等、極めて円滑に運営されていたと認められる。よって、大阪府障がい者スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の成功には、計画上には現れない調整や対応、団体との関係づくりが極めて重要であり、それらを高い次元で行うことで大会での実績が、参加する府民の安全性が担保されていることおり、業務は適切に行われていると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし |
| ５―２　施設機能の発揮(コンテンツ) | （１）以下の障がい者スポーツの相談等に関する業務が適切に行われているか。1. 障がい者のレベルに応じたトレーニング等の支援（スポーツ経験のない障がい者を対象としたスポーツを体験するためのプログラム等を含む。）の実施に関する業務
2. パラスポーツの支援や振興を担う人材の養成、登録、派遣に関する業務

③ パラスポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、ケースワーカー等の適切な資格を保有する相談員による相談業務 | （１）障がい者スポーツの相談等に関する業務1. 障がい者のレベルに応じたトレーニング等の支援

トレーニング講習会　受講人数：317人リハスポーツ開催回数：24/35回　参加者数：598人重度障がい者個別水泳指導（定員3人／回）開催回数：40/60回　参加者数：107人みんなのダンス開催回数：6/10回　参加者数：137人　　　各種プールプログラム　　　　開催回数：369回　参加人数：2,401人　　　各種フロアプログラム　　　　開催回数：974回　参加人数：6,703人　　健康増進講習会　　　　開催回数：4回　参加人数：55人　　　手話講習会　　　　3月に予定（3回）　　　スポーツ体験（プール・カヌー体験）　　　　開催回数：2回　参加人数：37人　　　ふれあい動物体験会　　　　開催回数：1回　参加人数：77人　　　体力測定会　　　　1月に予定1. 人材の養成、登録、派遣に関する業務

中級パラスポーツ指導員登録者数379人（大阪府、令和6年11月末現在）パラスポーツ指導員等現任者研修会 　　　 開催回数：1回　受講者数27人府教員対象　パラスポーツ体験講習会 開催回数：2回　受講者数：42人各種スポーツサポーター講習会開催回数：30/50回 参加者数：65人ボランティアガイダンス 開催回数：8/12回 参加者数：1人1. パラスポーツ指導員等有資格者による相談業務

理学療法士の生活相談開催回数：8/12回　参加者数：5人健康運動指導士・パラスポーツ指導員によるスポーツ相談開催回数：16/24回　参加者数：5人 | A | （１）1. 障がい者のレベルに応じたトレーニング等の支援を含み、各種プログラムを実施している。
2. 障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成等に関する業務について、各種研修会等を実施している。
3. 障がい者スポーツ指導員や理学療法士等の適切な資格を保有する相談員による相談業務は、いずれも計画どおりに実施している。

以上のことから、概ね障がい者スポーツの相談等に関する業務は適切に行われていると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし |
| ５－３　施設機能の発揮(地域) | （１）以下の府内パラスポーツ活動の広域的支援業務が適切に行われているか。① 府立支援学校・府内支援学級への支援（パラリンピアン等やパラスポーツ指導員等の派遣、事業の共同実施やネットワーク化のほか、府内教員へのパラスポーツ体験事業、トレーニング方法や競技の普及手法の開発など）に関する業務② 施設機能の発揮に係る事業を円滑に実施するためのパラリンピアン等のトップ障がい者アスリート（団体やチームを含む。以下「パラリンピアン等」という。）の支援や招聘その他連携に関する業務③ 提案者の自主提案事業 | （１）障がい者スポーツ活動の広域的支援業務1. 支援学校・支援学級への支援等

出前事業　開催回数： 7回　参加者数：145人用具貸出　貸出件数： 6回　府内教員対象のパラスポーツ体験研修を実施7月30日ファインプラザ大阪　参加者数：25人8月2日稲スポーツセンター　参加者数：17人1. パラリンピアン等のアスリートの支援や招聘

パラリンピアン講演会　開催回数：2回　参加者数：605人ピア指導員によるスポーツ指導開催回数：19回　参加者数：24人大学連携大阪体育大学体育実技研究部（ボランティア活動）開催回数：42回　参加者数：101人大阪体育大学体育実技研究部（障スポ研修）開催回数：1回　参加者数：12人大阪体育大学（車いすテニス強化練習及び指導者講習会）　1月に予定大阪国際大学（中級パラスポーツ指導員資格認定授業）　1月に予定大阪産業大学（教員・職員のスタディツアー）開催回数：1回　参加者数：8人ブレードアスリートアカデミー　　開催回数：1回（2日間）パーキンソン病友の会（卓球大会）　　開催回数：1回日本移植者協会（全国移植者スポーツ大会）　　開催回数：1回（2日間）eスタジアムイズミ（eスポーツ体験）　　開催回数：2回ファインエリアフェスティバル　　開催回数：1回ファインエリア連絡会議（福祉エリア施設）　　開催回数：4回日本パラスポーツ協会　・スポーツ環境構築支援事業（光刺激スタート装置購入）　・近畿ブロック連絡協議会開催　　開催回数：1回ぴょんぴょん教室（社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会）　クリスマス会等の季節イベントに協力（一財）大阪府視覚障害者福祉協会　　STT大会にて審判協力（公社）大阪聴力障害者協会・大阪府障がい者スポーツ大会にて東京2025デフリンピック周知ブースを設置・手話言語国際デーに施設のブルーライトアップを実施　　　　・ろうあ者スポーツ大会への協力1. 自主提案事業

ヨガ教室　　　　開催回数：54回　参加者数：1,726人こどもかけっこ　開催回数：8/12回　参加者数：150人競泳選手コース　中級　　　　　開催回数：47/72回　参加者数：99人　上級　　　　　開催回数：47/72回　参加者数：121人ノリノリ♪Kid’sエアロ　開催回数：6/10回　参加人数：24人自然体験事業　　　　カヌーとクルーザー体験　開催：1回　参加者数：28人新春のつどい卓球まつり　1月に予定水泳ＶＴＲフォームチェック　1月に予定出前事業（支援学校・支援学級を除く）支援の必要な児童・生徒等を含む学校等開催回数：12回　参加者数：1,032人（内、支援を要する児童等85人）障がい者団体・作業所等開催回数：6回　参加者数：130人一般校他、一般団体等開催回数：7回　参加者数：816人大阪府障がい者スポーツ協会へ依頼した指導業務件数：12件　人数：926人障がい者スポーツ用具等の貸出し：27件 | A | （１）1. 府立支援学校及び府内支援学級への支援に関する業務について、地域へ出向いて障がい者スポーツを指導する出前事業を実施しており、府立支援学校等との連携、支援は13回実施した。また、府内教員対象の障がい者スポーツ体験研修を実施し、昨年度より20人増の計42人が参加している。
2. パラリンピアン等のトップ障がい者アスリートの支援や招聘その他連携に関する業務について、パラリンピアン講演会を２回実施し、ピア指導員によるスポーツ指導を19回実施している。どちらも昨年度以上の参加があった。大学連携事業も実施多数実施している他、今年度新たに８つの連携に関する業務を行った。
3. 自主提案事業については、今年度新たに３事業実施し、計９事業実施している。

　　以上のことから、概ね府内障がい者スポーツ活動の広域的支援業務が適切に行われていると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし |
| ６府施策との整合 | （１）以下の指定管理者として果たすべき責務を遵守しているか。①　府が実施する事業への協力（府事業に係るファインプラザ大阪使用への協力を含む。）②　知的障がい者の継続雇用の取組み③　府庁環境マネジメントシステム等に基づく環境の取組み | （１）指定管理者として果たすべき責務1. 府が実施する事業への協力

・大阪府が（財）大阪府身体障害者福祉協会、（財）大阪府視覚障害者福祉協会大阪手をつなぐ育成会等へ委託実施している事業への協力・文化・スポーツ・子育て支援等、事業のポスター掲示やパンフレット配架に協力・障がい福祉室職員見学1. 知的障がい者の継続雇用の取り組み

現従事者の継続雇用の推進について委託先と協議し、継続雇用を実現指定管理者の障がい者雇用率　4.58％1. 省エネの取り組み

冷暖房期間や室温等を適切に設定ウォームビズの推奨 | A | （１）1. 大阪府が委託実施している事業への講師派遣やポスター掲示やパンフレット配架を行っている。
2. 知的障がい者の継続雇用の取組みについて、知的障がい者清掃員を引き続き雇用している。障がい者法定雇用率は、それぞれクリアしている。
3. 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応について、関西エコオフィス宣言にそって、冷暖房期間、温度を適切に設定するなどの対応を行っている。

　　以上のことから、概ね指定管理者として果たすべき責務を遵守していると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし |
| ７安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）職員体制は十分かつ適切な質の担保が図られているか。①　職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか。②　スポーツ事業担当者として上級、中級パラスポーツ指導員、障がい者スポーツ指導等の経験者を配置しているか。③　相談担当者として中級パラスポーツ指導員、理学療法士、ケースワーカー等を配置しているか。④　手話通訳士又は同等の人員を配置しているか。⑤　職員採用、確保の方策は適切か。⑥　職員の指導育成や研修体制は十分か。 | 1. 職員体制と十分かつ適切な質の担保
2. 身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するため適正な職員配置等

※別添「管理体制計画書」参照1. スポーツ事業担当に有資格者配置及び各種専門資格取得

※別添「管理体制計画書」参照1. 相談事業担当者については、パラスポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、健康運動指導士等の資格保有者（外部講師を含む）が担当

※別添「管理体制計画書」参照理学療法士については、外部から招聘して配置1. 手話通訳士及び同等人員の配置

適切に配置するとともに、有資格者による職員研修を実施し、ろう者の利用環境整備に努めている1. 職員採用、確保の方策

法人による採用試験にて適切に採用、人員を確保1. 職員の指導育成や研修体制

　　　別添「管理体制計画書」記載内容の他、必要に応じて実施 | A | （１）1. 身体障がい者福祉センターＡ型の機能を確保するための必要な職員配置について、Ａ型センターとしての役割を果たすために必要な者の配置等のほか、大阪府障がい者スポーツ協会事務局や本施設運営協議会など、必要な職員配置等が図られている。
2. スポーツ事業担当者について、別添資料「管理体制計画書」のとおり、（公財）日本パラスポーツ協会に登録する上級及び中級障がい指導員等の有資格者等、該当指導に関する専門性が確保できる人員を配置している。
3. 障がい者等の相談担当者について、別添資料「管理体制計画書」のとおり、理学療法士や健康運動指導士等、該当指導に関する専門性が確保できる人員を配置している。
4. 手話通訳士（または、同等と認められるもの）を常時配置している。
5. 職員採用や人員確保を適切に行っている。
6. 職員の指導育成や研修を適切に行っている。

　　以上のことから、概ね指定管理者の組織体制は適切に運用されていると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし |
| ８安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 | 令和6年度決算終了後に報告書を提出します。 | A | 会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。法人の財政状況については参考資料参照。 | A | ・特段の指摘、提言なし |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度評価 | A |

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 総合評価（R８）最終評価（R９） |  |

　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況　Ａ：計画どおりの良好な実施状況　Ｂ：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　Ｃ：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の４段階評価とする。

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：Ｒ８年度は総合評価、Ｒ９年度は最終評価をする。